

入院期間が180日を超える場合の 費用の徴収について

入院医療の必要性が低いが患者さんの事情により180日以上入院している患者さんは、特別の料金(2,783円/日)をお支払いいただきます。

ただし、180日を超えて入院されている患者さんであっても、15歳未満の患者さんや難病、人工呼吸器を使用している状態など厚生労働省が定める状態にある患者さんは、健康保険が適用されます。

病院長